

# 収支計算の手引

## (農業所得のある方用)

この「収支計算の手引」は、農業を営む方（青色申告をされる方を除きます。）が、収支計算に基づいて農業所得の金額を計算できるように、ポイントとなる部分を重点的に説明したものです。

この「収支計算の手引」の内容や農業所得について、お分かりにならない点等がありましたら、税務署又は市町村（税務課）にご相談ください。

- 消費税を含めた金額で経理（税込経理方式）することを前提として作成しています。
- 平成 23 年 6 月 30 日現在の法令に基づいて作成しています。

平成 23 年 11 月  
税 務 署

# はじめに

## 1 農業所得の計算は収支計算で

所得金額の計算は、収入金額から必要経費を差し引いて計算することになります。

1年間（1月1日から12月31日までの間）に生じた所得金額を正しく計算し、申告するためには、収入金額や必要経費に関する日々の取引の状況を帳簿に記録（記帳）し、取引に伴って作成したり受け取ったりした書類を保存しておく必要があります。

また、帳簿等の記帳は、単に税金等の計算を行うだけでなく事業経営の合理化・効率化等の検討にも役立つものです。

白色申告者（青色申告者以外の方）でも一定の方には、次のような記帳制度や記録保存制度が設けられています。

### ○ 記帳制度

前々年分あるいは前年分の事業所得等（事業所得、不動産所得及び山林所得）の合計額が300万円を超える方（記帳対象者）は、帳簿を備え付けて収入金額や必要経費に関する事項を記帳する必要があります。

### ○ 記録保存制度

事業所得等のある方で、前々年分あるいは前年分の確定申告書を提出している方や税務署長から所得金額などについて決定を受けている方、総収入金額報告書を提出している方など（記録保存対象者）は、帳簿や書類を保存する必要があります。

## 2 青色申告をおすすめします

青色申告を行うと、一定の要件を満たした帳簿を備え付けて書類を保存することによって、所得税の計算を行う上で青色申告特別控除の適用や青色事業専従者給与の必要経費算入など、数多くの特典を受けることができます。

なお、青色申告をされる方は、青色申告をしようとする年の3月15日までに「所得税の青色申告承認申請書」を税務署に提出してください。（その年の1月16日以降、新たに開業した方は開業の日から2ヶ月以内に申請すればよいこととなっています。）

### ○ 青色申告の主な特典

#### (1) 青色申告特別控除

不動産所得や事業所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告をされている方で、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記を言います。）により記帳している方に

については、一定の要件の下で最高 65 万円を差し引くことができます。

正規の簿記の原則による記帳ではなく、簡易な帳簿による記帳であっても、青色申告制度の適用を受けることが可能ですが、この場合、青色申告特別控除は、最高 10 万円となります。

## (2) 青色事業専従者給与の必要経費算入

青色申告をされている場合には、事業主と生計を一にしている配偶者や 15 歳以上の親族で、その事業に専ら従事している人に支払う給与については、仕事の内容や従事の程度等に照らして適正な金額である場合には、その支払った金額を必要経費に算入することができます。

## 3 ご利用ください「国税庁ホームページ」や「e-Tax」

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、所得税、消費税の確定申告書や収支内訳書、青色申告決算書などを自宅等で作成することができます。

また、作成した申告書等のデータをそのまま「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」に送信することができます。

平成 23 年分の所得税の確定申告を本人の電子署名と電子証明書を付して、e-Tax で申告期限内に申告する場合は、最高 4,000 円の税額控除が受けられます（平成 19 年分から平成 24 年分までの間でいずれか 1 回。平成 24 年分は最高 3,000 円。）。

源泉徴収票や医療費の領収書などの記載内容を入力して送信することで、書類の提出又は提示を省略できます（税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。）。

詳しくは、e-Tax ホームページをご覧ください。

税に関する情報は国税庁ホームページへ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

e-Tax に関する情報は e-Tax ホームページへ [www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

# 目 次

## I 総収入金額の計算

1	販売金額	1
2	家事消費・事業消費金額	1
	(1) 家事消費	
	(2) 事業消費	
	(3) 家事消費・事業消費金額の計算	
3	雑収入金額	2
	(1) 補助金等の取扱い	
	(2) その他の雑収入	
4	棚卸し	3
	(1) 農産物の棚卸し	
	(2) 未収穫農産物の棚卸し	
	(3) 家畜及び家きん類の販売用動物の棚卸し	
	(4) 肥料、農薬などの棚卸し	

## II 必要経費の計算

1	必要経費とは	5
2	家事上の経費	5
3	主な必要経費の取扱い	5
	(1) 雇人費	
	(2) 小作料・賃借料	
	(3) 減価償却費	
	(4) 資産を取得するための借入金の利子	
	(5) 事業用固定資産の損失	
4	その他の必要経費	13
5	果樹、牛馬等の育成費用	13
	(1) 家畜の育成費用	
	(2) 果樹の育成費用	
6	消費税等の経理処理について	14
	(1) 収入金額及び必要経費の処理	
	(2) 消費税等の納付税額及び還付税額の処理	

## I 総収入金額の計算

### 1 販売金額【収支内訳書①欄】

販売金額の計算は、次のとおりです。

その年中の現金及び振込み等の入金額 - 前年期末の未収金残高 + 本年期末の未収金残高

(注) 1 販売金額は、農協・市場手数料、梱包費用などの出荷経費が差し引かれる前の金額を計上します。

差し引かれた出荷経費の金額は、各々の経費科目に振り分けます。

2 自主流通米の内金及び追加金は、支払われた年の収入（販売）金額に含めます。

3 自主流通米の最終精算金は、精算が行われた年の雑収入に計上します。

#### 販売金額の計算例

- ・ 本年分りんご販売金額（現金入金及び振込み入金） 650,000 円
- ・ 前年期末の未収金残高（本年入金分） 150,000 円
- ・ 本年期末の未収金残高（翌年入金分） 200,000 円
- ・ 本年分販売金額 = 650,000 円 - 150,000 円 + 200,000 円 = 700,000 円

### 2 家事消費・事業消費金額【収支内訳書②欄】

#### (1) 家事消費

収穫した農産物を家事のために消費したり、親族等に贈答した場合には、その都度、家事消費として総収入金額に含めます。ただし、年末に、消費等した種類別に合計金額を見積もり、一括して計上することもできます。

#### (2) 事業消費

収穫した農産物を自己の生産のために消費した場合（米の種もみなど）や農地の賃借料・雇人費等として現金に代えて農産物を支給した場合には、その都度、事業消費として総収入金額に含めるとともに同額を必要経費に算入します。ただし、年末に、消費等した種類別に合計金額を見積もり、一括して収入金額と必要経費に計上することもできます。

#### (3) 家事消費・事業消費金額の計算

家事消費・事業消費金額の計算は、次のとおりです。

##### イ 農産物を販売している場合

農産物の販売金額 ÷ 販売数量 × 家事消費等の数量

(注) 家事（事業）消費金額の計算における販売金額は、農協・市場手数料、包装費用などの出荷経費を含まない農産物の価額（裸値）です。

販売金額に出荷経費が含まれている場合は次により計算します。

(農産物の販売金額 - 出荷経費) ÷ 販売数量 × 家事消費等の数量

#### 家事消費金額の計算例①

- ・ 玄米販売金額 1,200,000 円 (6,000kg) (販売金額に含まれる出荷経費はない)
- ・ 家事消費 240kg
- ・ 本年分家事消費金額 = 1,200,000 円 ÷ 6,000kg × 240kg = 48,000 円

## 家事消費金額の計算例②

- ・りんご販売金額 700,000円 (2,600kg) (販売金額に含まれる出荷経費 50,000円)
- ・家事消費 100kg
- ・本年分家事消費金額 = (700,000円 - 50,000円) ÷ 2,600kg × 100kg = 25,000円

### □ 農産物を販売していない場合

市場の平均価格や米の仮渡金価格などを参考にして求めた単価 × 家事消費等の数量

## 3 雑収入金額【収支内訳書③欄】

### (1) 補助金等の取扱い

補助金等は、原則として、交付を受ける日の属する年分の農業所得の雑収入金額に計上します。  
なお、主な補助金等の取扱いは、次のとおりです。

(注) このほかの補助金等の具体的な課税関係については、税務署、市町村又は補助金等の交付(支払)機関等にお尋ねください。

#### ① 戸別所得補償制度実証事業交付金

支払を受けることとなった日の属する年分の農業所得の雑収入金額に計上します。

#### ② 指定野菜価格安定対策事業生産者補給金

交付を受けることとなった金額の交付を受けることとなった日の属する年分の農業所得の雑収入金額に計上します。

なお、拠出金については「交付を受けることとなった日」の属する年分の必要経費に算入しません(拠出金を支払った時点では「積立金」として経理しますので、必要経費にはなりません。)

#### ③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給金

交付を受けることとなった金額を交付を受けることとなった日の属する年分の農業所得の雑収入金額に計上します。

なお、拠出金については「交付を受けることとなった日」の属する年分の必要経費に算入しません(拠出金を支払った時点では「積立金」として経理しますので、必要経費にはなりません。)

### (2) その他の雑収入

#### イ 農業所得の雑収入に該当するもの

- ① わら、もみ、牛鶏糞などの副産物の販売収入
- ② 自主流通米や加工用米の精算金
- ③ 農産物に係る各種共済金、その他の補償金収入
- ④ 販売の目的で飼育している家畜、家きんに対する補償金、損害賠償金
- ⑤ 農業の全部又は一部の休止に伴い受ける補償金、損害賠償金
- ⑥ 農地等の収用、買収等に伴い受ける立毛補償金
- ⑦ 農作業を請負った場合の受託作業料
- ⑧ 農事組合法人から支払いを受ける従事分量配当(事業従事高による配当)
- ⑨ 農業協同組合などから支払いを受ける事業分量配当(利用高による配当)
- ⑩ 使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の農機具、車両、備品などの売却代金

(注) 農機具や車両などで減価償却をする資産の売却代金は、譲渡所得の収入金額となり、農業所得の収入金額にはなりません。

#### ⑪ 消費税等の還付税額

□ 農業所得に該当しないもの

収入の内容	所得区分
農協等から受け取る出資配当金	配当所得の収入金額となります。
小作契約に基づく収入	不動産所得の収入金額となります。 ただし、委託契約による収入金額は農業所得の収入金額となります。
農業用資産の譲渡収入	譲渡所得の収入金額となります。
建物更生共済の満期共済金	一時所得の収入金額となります。
農業用固定資産の取得に伴い受け取る国庫補助金等	収入金額となりません。 ただし、減価償却費等の計算上、資産の取得価額から控除されます。（詳しくは税務署にお尋ねください。）
電柱の敷地料等	不動産所得の収入金額となります。
生命共済や傷害共済など自己の身体の傷害に基因して受け取る共済金	課税されません。
火災・震災等による建物や機械の損壊に対して受け取る共済金	課税されません。 ただし、資産損失の計算上、資産の損失額から控除されます。（詳しくは税務署にお尋ねください。）

4 棚卸し

農産物、未収穫農産物、販売用動物、肥料、農薬などは、年末（12月31日）現在で実地に棚卸しを行い、その金額を計算します。

(1) 農産物の棚卸し【収支内訳書⑥欄】

収穫した農産物の棚卸価額は、農産物の収穫時の価額によって計算します。この農産物の収穫時の価額とは、収穫した時の生産者販売価格（庭先裸価格）によることになっています。

なお、専ら家事消費などに充てるための作物、野菜類、ぶどう、もも、なしなど収穫時から販売消費されるまでの期間が比較的短い果実については、棚卸しを省略しても差し支えありません。

また、甘しょ、馬れいしょなどのいも類やみかん、りんご、くりなどの果実についても、その数量がわずかなものは棚卸しを省略できることになっています。

なお、農産物の棚卸高の計算は次のとおりです。

イ 期末の農産物の棚卸数量の把握

収穫した農産物で12月31日現在、販売されずに残っている農産物の数量を把握します。

□ 期末の農産物の棚卸金額の計算

$$\text{農産物の販売金額} \div \text{販売数量} \times \text{期末在庫の数量}$$

(注) 棚卸金額の計算における販売金額は、農協・市場手数料、包装費用などの出荷経費を含まない農産物の価額（裸値）です。

販売金額に出荷経費が含まれている場合は次により計算します。

$$(\text{農産物の販売金額} - \text{出荷経費}) \div \text{販売数量} \times \text{期末在庫の数量}$$

農産物の棚卸高の計算例①

- ・ 玄米販売金額 1,200,000円 (6,000kg) (販売金額に含まれる出荷経費はない)
- ・ 本年期末在庫 400kg
- ・ 本年分期末棚卸金額 =  $1,200,000 \div 6,000\text{kg} \times 400\text{kg} = 80,000\text{円}$

## 農産物の棚卸高の計算例②

- ・りんご販売金額 700,000 円 (2,600kg) (販売金額に含まれる出荷経費 50,000 円)
- ・本期末在庫 400kg
- ・本年分家事消費金額 = (700,000 円 - 50,000 円) ÷ 2,600kg × 400kg = 100,000 円

### (2) 未収穫農産物の棚卸し【収支内訳書⑥欄】

まだ収穫しない麦、野菜などの立毛及び果実などの未収穫農産物の棚卸価額は、原則として、その作物の栽培に投下した種苗費、諸材料費、労務費などの合計額によることとされていますが、種苗費、肥料費及び農薬費に限定して計算しても差し支えないこととされています。

なお、毎年同程度の規模で作付等をする未収穫農産物については、棚卸しを省略しても差し支えないことになっています。

### (3) 家畜及び家きん類の販売用動物の棚卸し

購入又は自家生産した豚、牛、馬、めん羊などの家畜及び家きん類で販売の目的で飼育しているものの棚卸価額は、購入費や種付料に年末までの飼料費、農薬費などの育成費用を加算したものであることになっています。

なお、採卵用の鶏については、①ひな及び成鶏を「棚卸資産」として、ひな鶏の取得価額とひなから成鶏に至るまでの育成費などを加算する方法と、②ひなについては「棚卸資産」、成鶏については「減価償却資産」とする方法のいずれの方法でも良いことになっており、また、毎年継続して適用する場合には、ひななどの購入費用あるいは育成費用などは、その購入、育成などをした年分の必要経費に算入することもできます。

### (4) 肥料、農薬などの棚卸し

肥料、飼料、農薬、種苗、諸材料などの棚卸価額は、原則としてその年の 12 月 31 日に最も近い日に購入した種類、品質など別の価格によって評価します。

なお、この評価方法（最終仕入原価法）以外の評価方法（個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法など）によるときは、評価の方法についてあらかじめ納税地の所轄税務署に届出しなければなりません。

また、毎年同程度の数量を翌年へ繰り越す場合には、棚卸しを省略しても差し支えありません。

## Ⅱ 必要経費の計算

### 1 必要経費とは

農業所得の計算上、収入金額から差し引くことができるのは、農業に関して支出した費用に限られます。

なお、必要経費は、その年中に実際に支払った経費だけでなく、その年中に支払うべき経費で未払となっているもの（未払経費）もその年分の必要経費に算入されます。

また、その年中に支払った経費の中に、その年の翌年分以後の期間に対応する部分（前払経費）が含まれている場合には、その部分の金額はその年分の必要経費になりませんので除外することになります。

### 2 家事上の経費

①衣料費や食費などの家事上の費用、②農業用建物兼住宅について支払った賃借料や固定資産税、修繕費などのうち、住宅部分に対応する費用、③水道料や電気料、燃料費などのうちに含まれている家事分の費用などは、必要経費にはなりません。

必要経費の中にこのような費用が含まれている場合には、これらの金額を除外します。

(注) 1 電話・電気・水道などの料金、固定資産税・組合費などの租税公課、損害保険料、ガソリン代などの家事関連費については、家事上の経費と事業上の経費とに区分し、家事用として使用している部分は必要経費から除かなければなりません。

したがって、家事用に消費した金額を使用面積、使用時間、使用回数などの適切な基準によってあん分計算をして必要経費から除外します。

2 温室や農業用建物を損害保険の対象とした長期の建物更生共済（火災保険）掛金のうち貯蓄部分の金額は必要経費になりません。

#### 家事関連費の計算例

##### ○ 租税公課の場合

・固定資産税 農地 35,000 円 宅地 60,000 円(農業使用割合 30%)

・自動車税 39,500 円(農業使用割合 50%)

・家事関連費の額 =  $60,000 \times 70\% + 39,500 \times 50\% = 61,750$  円

・本年分必要経費の金額 =  $35,000 + (60,000 \times 30\%) + (39,500 \times 50\%) = 72,750$  円

### 3 主な必要経費の取扱い

#### (1) 雇人費【収支内訳書⑧欄】

農産物の生産や販売のため、雇人へ支払う給与・賃金（現金に代えて農産物で支給したものを含む。）のほか、食事や被服などの現物で支給した費用なども計上します。

(注) 生計を一にする家族へ支払った給与・賃金は必要経費になりません。

## 事業専従者控除について

生計を一にしている配偶者やその他の 15 歳以上の親族が本年中に 6 か月を超える期間、事業に専ら従事している場合、その事業に従事している親族（事業専従者）1 人につき、次の①と②とのいずれか少ない方の金額を必要経費にすることができます（事業専従者控除といいます。）。

① 860,000 円（その事業専従者が配偶者以外の親族である場合は、500,000 円）

②  $(\text{事業専従者控除前の農業所得の金額}) \div (\text{事業専従者数} + 1)$

(注) 農業のほか、不動産貸付業、山林業も併せて営んでいる場合の控除額については、税務署におたずねください。

### (2) 小作料・賃借料【収支内訳書⑨欄】

小作料、農業用の土地・建物の借用料、農具等の賃借料、ライスセンターや共同選果場の利用料金などの費用を計上します。

(注) 生計を一にする家族へ支払った土地・建物の借用料は必要経費になりません。

### (3) 減価償却費【収支内訳書⑩欄】

農業用の建物、建物付属設備、構築物、車輛運搬具、農機具、農業用の牛馬・果樹（育成中の牛馬・果樹は除きます。）等のうち、1 台、1 個、1 組又は 1 揃いの取得価額又は成熟価額が 10 万円以上で、その使用（収穫）可能期間が 1 年以上のものを減価償却資産といいます。

なお、割賦買入れによる資産は、割賦金を完済するまで所有権が移転しない場合でも、実際に農業に使用していれば、使用開始の時から減価償却ができます。

(注) 次のような資産は減価償却の対象にはなりません。

① 土地、借地権など

② 建設中の建物又は育成中の生物（牛、馬、果樹など）、販売の目的で保有する生物や機械など

③ 使用可能期間が 1 年未満又は取得価額が 10 万円未満の少額な減価償却資産

(注) 少額な減価償却資産は、使用した時にその取得価額の全額が必要経費になります。

④ 一括償却資産の必要経費算入を選択した一括償却資産

### イ 減価償却資産の償却方法

減価償却の計算方法には、平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した減価償却資産については定額法や定率法など、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産については旧定額法や旧定率法などがありますが、これらの償却方法のうち、例えば、車両は定額法（旧定額法）、備品は定率法（旧定率法）というように、あらかじめ税務署へ届け出ている方法によって計算します。

なお、償却の方法を届け出していない場合は、定額法（平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したものについては旧定額法）によって、計算することになります。

また、現に採用している償却の方法を変更しようとする場合には、その変更しようとする年の 3 月 15 日までに、その旨及び変更しようとする理由などを記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければなりません。

(注) 1 生物（牛、馬、果樹など）については、平成 19 年 3 月 31 日までに取得したものは旧定額法に、平成 19 年 4 月 1 日以後に取得したものは定額法によることになっています。

2 建物については、平成 10 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までに取得したものは旧定額法に、平成 19 年 4 月 1 日以後に取得したものは定額法によることになっています。

平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産（概要）

【定額法】

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{償却の基礎に} \\ \text{なる金額} \\ \text{(取得価額)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{耐用年数に応ずる} \\ \text{定額法の償却率} \end{array}} \times \boxed{\frac{\text{本年中に事業に使用していた月数}}{12}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{減 価} \\ \text{償 却 費} \end{array}}$$

※ 本年中に事業に使用していた月数に1月未満の端数があるときには1月とします。

【定率法】

$$\textcircled{1} \boxed{\begin{array}{l} \text{償却の基礎になる金額} \\ \left( \begin{array}{l} \text{取得 - 前年末までの減価} \\ \text{価額 - 償却費の累積額} \end{array} \right) \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{耐用年数に応ずる定} \\ \text{率法の償却率} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{償却額} \end{array}}$$

$$\textcircled{2} \boxed{\text{取得価額}} \times \boxed{\text{耐用年数に応ずる保証率}} = \boxed{\text{償却保証額}}$$

「調整前償却額」と「償却保証額」とを比較した結果に応じ次の算式によります。

- ・ 「調整前償却額」 ≥ 「償却保証額」の場合

$$\boxed{\text{調整前償却額}} \times \boxed{\frac{\text{本年中に事業に使用していた月数}}{12}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{減 価} \\ \text{償 却 費} \end{array}}$$

※ 本年中に事業に使用していた月数に1月未満の端数があるときには1月とします。

- ・ 「調整前償却額」 < 「償却保証額」の場合

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{改 定} \\ \text{取得価額} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{耐用年数に応ずる} \\ \text{改定償却率} \end{array}} \times \boxed{\frac{\text{本年中に事業に使用していた月数}}{12}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{減 価} \\ \text{償 却 費} \end{array}}$$

※ 本年中に事業に使用していた月数に1月未満の端数があるときには1月とします。

※ 改定取得価額とは、最初に調整前償却額が償却保証額に満たないこととなる年の1月1日における未償却残高をいいます。

※ 未償却残高が1円になるまで償却します。

平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産（概要）

【旧定額法】

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{償却の基礎になる金額} \\ \left( \begin{array}{l} \text{取得価額から残存価額を差} \\ \text{し引いた金額} \end{array} \right) \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{耐用年数に} \\ \text{応ずる旧定額法} \\ \text{の償却率} \end{array}} \times \boxed{\frac{\text{本年中に事業に} \\ \text{使用していた月数}}{12}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{減 価} \\ \text{償 却 費} \end{array}}$$

※ 本年中に事業に使用していた月数に1月未満の端数があるときには1月とします。

【旧定率法】

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{償却の基礎になる金額} \\ \left( \begin{array}{l} \text{取得 - 前年末までの減価} \\ \text{価額 - 償却費の累積額} \end{array} \right) \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{耐用年数に} \\ \text{応ずる旧定率法} \\ \text{の償却率} \end{array}} \times \boxed{\frac{\text{本年中に事業に} \\ \text{使用していた月数}}{12}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{減 価} \\ \text{償 却 費} \end{array}}$$

※ 本年中に事業に使用していた月数に1月未満の端数があるときには1月とします。

※ 減価償却累積額が取得価額の95%相当額（生物については、取得価額から残存価額を差し引いた金額）に達するまで、上記算式で計算します。

## ロ 取得価額

建物、農機具などの取得価額には、購入代金や建築費などのほか、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税などその資産を取得するために支払った費用やその資産を事業に使用するために支払った費用が含まれます。

なお、取得価額や、償却の基礎になる金額の計算に当たっては、次のような点に注意してください。

### ① 資本的支出がある場合

原則としてその支出した金額を一の減価償却資産の取得価額とします。

なお、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産に資本的支出を行った場合には、その資本的支出を行った減価償却資産に係る取得価額に資本的支出の金額を加算することができます。

また、定率法を採用している減価償却資産について資本的支出を行った場合には、その支出した年の翌年 1 月 1 日において、その資本的支出を行った減価償却資産の期首未償却残高と、その資本的支出により取得したものとされた減価償却資産の期首未償却残高との合計額を、その取得価額とする一の減価償却資産を新たに取得したものとすることができます。そのほか、同一年中に複数回行った資本的支出につき定率法を採用している場合の特例もあります。

### ② 資産を取得するための借入金の利子がある場合

その資産を使用するまでの期間に対応する利子については、取得価額に含めても、そのまま必要経費にしても差し支えありません。

### ③ 代替資産や買換資産などの場合

譲渡所得の計算の特例を受けた場合の代替資産、買換資産などや相続、遺贈又は贈与により取得した資産の取得価額については、従前の資産の取得価額や被相続人などの取得価額を引き継ぐなど特別の計算をすることがあります。

## ハ 減価償却費の計算方法

減価償却費の計算は、償却資産の取得時期に応じて、次のとおり計算することになります。

### ① 平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した減価償却資産

#### 【定額法】

償却の基礎になる金額 (取得価額)	×	耐用年数に 応ずる定額法 の償却率	×	本年中に事業に 使用していた月数 12	=	減価 償却費
----------------------	---	-------------------------	---	---------------------------	---	-----------

(注) 本年中に事業に使用していた月数に 1 月未満の端数があるときには 1 月とします。

#### 定額法における減価償却費の計算例

取得価額	: 1,000,000 円 (ぶどう樹 (温室ぶどう))
取得年月日	: 平成 20 年 4 月 1 日 (使用月数 12 ヶ月)
耐用年数	: 12 年 (償却率 0.084)、事業専用割合 : 100%
減価償却費の額	: $1,000,000 \times 0.084 \times 12/12 \times 100\% = 84,000$ 円

【定率法】

$$i \quad \left( \begin{array}{l} \text{償却の基礎になる金額} \\ \text{取得価額} - \text{前年末までの減価償却費の累積額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{耐用年数に応ずる} \\ \text{定率法の償却率} \end{array} = \text{調整前償却額}$$

$$ii \quad \text{取得価額} \times \text{耐用年数に応ずる保証率} = \text{償却保証額}$$

iii 「調整前償却額」と「償却保証額」とを比較した結果に応じ次の算式によります。

・ 「調整前償却額」 $\geq$ 「償却保証額」の場合

$$\text{調整前償却額} \times \frac{\text{本年中に事業に使用していた月数}}{12} = \text{減価償却費}$$

(注) 本年中に事業に使用していた月数に1月未満の端数があるときには1月とします。

・ 「調整前償却額」 $<$ 「償却保証額」の場合

$$\begin{array}{l} \text{改定} \\ \text{取得価額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{耐用年数に} \\ \text{応ずる} \\ \text{改定償却率} \end{array} \times \frac{\text{本年中に事業に使用していた月数}}{12} = \text{減価償却費}$$

(注) 1 本年中に事業に使用していた月数に1月未満の端数があるときには1月とします。

2 改定取得価額とは、最初に調整前償却額が償却保証額に満たないこととなる年の1月1日における未償却残高をいいます。

3 未償却残高が1円になるまで償却します。

② 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産

【旧定額法】

$$\left( \begin{array}{l} \text{償却の基礎になる金額} \\ \text{取得価額から残存価額を} \\ \text{差し引いた金額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{耐用年数に} \\ \text{応ずる旧定額法} \\ \text{の償却率} \end{array} \times \frac{\text{本年中に事業に使用していた月数}}{12} = \text{減価償却費}$$

(注) 1 本年中に事業に使用していた月数に1月未満の端数があるときには1月とします。

2 「償却の基礎になる金額」は、「取得価額－(取得価額×残存割合)」で計算します。

なお、「残存割合」は、減価償却資産の取得価額の10%になりますが、生物については、次のとおりとなります(牛については、「取得価額×生物の残存割合」で算出した金額と10万円のいずれか少ない方の金額を取得価額から差し引いて「償却の基礎となる金額」を計算します。)

- ① 繁殖用の乳用牛 20%
- ② 種付用の乳用牛 10%
- ③ 豚 30%
- ④ 果樹その他の植物 5%

### 旧定額法における減価償却費の計算例

取得価額：1,000,000円（農業用井戸）  
 取得年月日：平成19年3月10日（使用月数12月）  
 耐用年数：10年（償却率0.100）、残存割合：10%、事業専用割合：100%  
 減価償却費の額＝(1,000,000－(1,000,000×10%))×0.100×12/12×100%＝90,000円

#### 【旧定率法】

$$\left( \begin{array}{l} \text{取得} \\ \text{価額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{前年末までの減価} \\ \text{償却費の累積額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{耐用年数に} \\ \text{応ずる旧定率法} \\ \text{の償却率} \end{array} \times \frac{\text{本年中に事業に} \\ \text{使用していた月数}}{12} = \text{減価} \\ \text{償却費}$$

(注) 本年中に事業に使用していた月数に1月未満の端数があるときには1月とします。

### 二 旧定額法における減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額（生物については、取得価額から残存価額を差し引いた金額）に達した場合

旧定額法における減価償却費の計算において、前年末までの減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額（生物については、取得価額から残存価額を差し引いた金額）に達した場合には、その達した年分の翌年分以後5年間において、次の算式により計算した金額を減価償却費として償却を行い、1円まで償却します。

$$(\text{取得価額} - \text{取得価額の95\%相当額} - 1円) \div 5 \times \frac{\text{本年中に事業に} \\ \text{使用していた月数}}{12} = \text{減価} \\ \text{償却費}$$

(注) 生物の場合には、次のとおり計算します。

$$(\text{残存価額} - 1円) \div 5 \times \frac{\text{本年中に事業に使用していた月数}}{12} = \text{減価償却費}$$

### 減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達した場合の収支内訳書の記載例

○減価償却費の計算															
減価償却資産 の名称等 (異動支差を含む)	面積 又は 数	取得 (或給) 年月	取得価額 (償却保証額)	償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	償却率 又は 定率	年中 の償却 期間	本年分の 普通償却費 (⑧×⑨×⑩)	特 別 償 却 費	本年分の 償却費合計 (⑪+⑫)	事業専 用割合	本年分の必要 経費算入額 (⑪×⑬)	未償却残高 (期末残高)	備 考
水取井	1	平 17.1	1,000,000円	50,000円	—	—	—	12/12	10,000円	—	10,000円	100%	10,000円	40,000円	均等償却

### ホ 中古資産を取得した場合の耐用年数

法定の耐用年数そのままではなく、取得後の使用可能年数を見積もって耐用年数とします。

取得後の使用可能年数の見積りが困難な場合は、大規模な改良をしていない限り、次の算式で計算した年数（その年数が2年未満となるときは2年とし、その年数に1年未満の端数があるときはその端数は切り捨てます。）を耐用年数とします。

#### i 法定耐用年数の全部を経過した資産

$$\text{法定耐用年数} \times 0.2 = \text{耐用年数}$$

#### ii 法定耐用年数の一部を経過した資産

$$\text{法定耐用年数} - (\text{経過年数} \times 0.8) = \text{耐用年数}$$

へ 資産を譲渡した場合

年の中途で譲渡した減価償却資産については、その譲渡の時点における償却費の額を譲渡所得の金額の計算上控除する取得費に含めないで、その年分の必要経費に算入しても差し支えありません。

(注) この場合、その年の減価償却費を差し引いた金額が譲渡所得の計算上収入金額から差し引かれることとなります。

ト 資産の取壊しなどをした場合

減価償却資産で年の中途で取壊しや除却、滅失したものについても、その年の取壊しなどしたときまでの減価償却費の計算を省略することができます。

(注) この場合、その年の減価償却費を差し引かないままの金額が取壊し損などとして必要経費に算入されることとなります。

チ 取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、減価償却をしないでその使用した年以後3年間の各年分において、その減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、一括した減価償却資産の取得価額の合計額の3分の1の金額を必要経費に算入することができます。

$$\text{取得価額} \div 3 = \text{必要経費の額}$$

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産の計算例

取得価額：減価償却資産A 150,000円  
 減価償却資産B 180,000円  
 取得年月日：減価償却資産A 平成23年3月31日（使用月数10月）  
 減価償却資産B 平成23年9月15日（使用月数4月）  
 耐用年数：10年（償却率0.100）、残存割合：10%、事業専用割合：100%  
 減価償却費の額  $(150,000 + 180,000) \div 3 = 110,000$

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産に係る収支内訳書の記載例

○減価償却費の計算															
減価償却資産の名称等 (償却資産を含む)	面積 又は 数量	取得 年月 (取得保証期)	取得価額 (償却保証額)	償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	償却率 又は 定率	年中 の償却 期間	本年分の 普通償却費 (⑧×⑨×⑫)	特別 償却費	本年分の 償却費合計 (⑩+⑪)	事業専 用割合	本年分の必要 経費算入額 (⑫×⑬)	期末償却残高 (期末残高)	備 考
一括償却資産	—	平成23年	330,000円	330,000円	—	—	1/3	三月 三十一日	110,000円	—	110,000円	100	110,000円	220,000円	

リ 修繕費と資本的支出との区分

農業の用に供している建物、施設、機具などの固定資産の修繕、改良などのために支出した金額のうち、①その固定資産の価値を高め、又はその使用期間を延長させることとなる部分に対応する金額は、資本的支出とされ減価償却費の計算を行うことになり、②その固定資産の通常の維持管理のため、又は災害等により被害を受けた固定資産についてその原状を回復するために要したと認められる部分の金額は修繕費となります。

(4) 資産を取得するための借入金の利子【収支内訳書⑭欄】

農業用の建物などの資産を取得するための借入金の利子も必要経費になります。

しかし、その資産を使用するまでの期間に対応する利子については、その資産の取得価額に含めて、その年分の期間に対応する減価償却費を必要経費にしても差し支えありません。

(5) 事業用固定資産の損失

農業用倉庫、ビニールハウス、コンバインなどの農業用の資産（減価償却資産）などを取り壊

したり、これらが災害により滅失した場合には、それによって生じた損失額はその年分の必要経費になります。また、その取壊し費用や取りかたづけ費用などの付随費用も必要経費になります。

なお、農業用建物等の被災に関して受け取った共済金がある場合には、損失額を計算する際に控除しますが、農産物に係る共済金については、収入金額に計上することになります。

建物などの取得価額、繰延資産の支出	取壊しなどの日までの建物などの減価償却費の累積額、繰延資産の償却費の累積額	-	廃材の処分可能価額	+	取りかたづけ費用などの付随費	-	保険金などで補てんされる金額	=	必要経費
-------------------	---------------------------------------	---	-----------	---	----------------	---	----------------	---	------

#### 東日本大震災により事業用固定資産に損失が生じた場合

東日本大震災により農業所得を生ずべき業務の用に供される事業用固定資産に生じた損失の金額については、次のような税制上の特例措置が講じられています。

- ① 被災事業用資産の必要経費算入に関する特例等
- ② 純損失の繰越控除の特例等
- ③ 被災代替資産等の特別償却
- ④ 特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例

4 その他の必要経費（囲い文字は、収支内訳書の項目番号となります。）

科目名		具 体 例
租 税 公 課	㊦	土地建物等の固定資産税、自動車税、農事組合費、生産組合費、印紙代など（消費税の課税事業者の方は消費税（地方消費税）の納税額） ※ 所得税、相続税、住民税、国民健康保険税、国民年金の保険料、国税の延滞税・加算税、地方税の延滞金・加算金、罰金、科料、過料、交通反則金などは必要経費になりません。
種 苗 費	㊧	種もみ、苗類、種いもなどの購入費用（自給分については、収穫した時の価額によって記入します。）
素 畜 費	㊨	子牛、子豚、ひななどの取得費及び種付料
肥 料 費	㊩	化学肥料や堆肥用わらなどの購入費
飼 料 費	㊪	飼料の購入費用
農 具 費	㊫	使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の農具、機械、器具などの購入費
農 薬 衛 生 費	㊬	農薬の購入費用や共同防除費
諸 材 料 費	㊭	ビニール、むしろ、なわ、釘、針金などの諸材料の購入費用
修 繕 費	㊮	農機具、農用自動車、建物及び施設などの修理に要した費用
動 力 光 熱 費	㊯	電気料、水道料、ガス代、灯油やガソリンなどの燃料費
作 業 用 衣 料 費	㊰	作業服代、長靴、手袋代などの購入費
農 業 共 済 掛 金	㊱	水稻・果樹・家畜などの共済掛金、農業用の建物・車両に対する保険料 （注）建物更生共済や長期火災保険の満期返戻金の支払に充てられる積立保険料の部分を除きます。
荷 造 運 賃 手 数 料	㊲	農産物等の販売に要した市場手数料、運送費、出荷の際の包装費
土 地 改 良 費	㊳	土地改良区・水利組合の負担金のうち維持管理費の部分

5 果樹、牛馬等の育成費用【収支内訳書㊴欄】

農業の用に供する目的で飼育する乳牛、繁殖豚、果樹などについては、種類ごとに、家畜は1頭当たり、果樹は一単位当たり（樹齢別、所在地別等）により成熟の年齢又は樹齢になるまでの間の育成費用を計算します。

この金額は、必要経費から除外して累積し、減価償却費の基礎となる「取得価額」に算入することになります。

（注）成熟の年齢又は樹齢とは、家畜は通常事業の用に供する年齢、果樹はおおむね果実等の生産について採算が合うようになったと認められる樹齢です。

しかし、この判定が困難な場合は、別途定められた年（樹）齢でよいことになっています。

（1）家畜の育成費用

未成育の牛馬などに要した費用については、種付料などの取得費と育成のための飼料費に限定しても差し支えありません。

（2）果樹の育成費用

未成熟の果樹に要した費用については、種苗費などの取得費及び明らかに区分できる苗木の定植に要した労務費のほか、肥料費、農薬費に限定して差し支えありません。

なお、未成熟の果樹から生じた収入金額は、原則として収入金額に計上するのではなく、その未成熟の果樹の取得価額から控除することとなりますが、毎年継続して適用する場合には、控除せずに収入金額に計上しても差し支えありません。

## 6 消費税等の経理処理について

### (1) 収入金額及び必要経費の処理

消費税の課税事業者が、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理を税込経理方式（消費税等の額とその消費税等に係る取引の対価の額とを区分しないで経理する方式をいいます。）によっている場合は、消費税等相当額を含めた金額が収入金額又は必要経費になります。

また、税抜経理方式（消費税等の額とその消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。）によっている場合は、原則として消費税等相当額を除いた金額が収入金額又は必要経費になります。

(注) 棚卸資産の棚卸高の計算や減価償却費の計算に当たっても、税込経理方式によっている場合には消費税等相当額を含め、税抜経理方式によっている場合には原則として消費税等相当額を除いて計算します。

なお、消費税の免税事業者については、消費税等相当額を含めた金額が必要経費になります（棚卸資産の棚卸高の計算や減価償却費の計算に当たっても、消費税等相当額を含めて計算します。）。

### (2) 消費税等の納付税額及び還付税額の処理

消費税の課税事業者が、消費税等の経理処理を税込経理方式によっている場合の消費税等の納付税額は、消費税等の申告時に必要経費（租税公課）に計上するのが原則ですが、本年分の未払金に計上してその未払金に計上した金額を本年分の必要経費（租税公課）にしても差し支えありません。

また、消費税等の還付税額が生じた場合には、その還付税額は、還付を受ける時の収入金額（雑収入）にするのが原則ですが、本年分の未収入金に計上してその未収入金に計上した金額を本年分の収入金額（雑収入）にしても差し支えありません。

(注) 消費税の課税事業者が、消費税等の経理処理を税抜経理方式によっている場合において、①年末現在の仮受消費税等の金額と仮払消費税等の金額との差額と消費税等の納付税額又は還付税額との差額が生じたときや、②課税仕入れに係る消費税等のうち消費税の税額控除をすることができない金額（控除対象外消費税額）と、その控除対象外消費税額に係る地方消費税の額に相当する金額との合計額（控除対象外消費税額等）で、資産に係るものがあるときは、税務署におたずねください。

**参考資料**  
(収支計算の手引)

平成 23 年 11 月  
税 務 署

販売金額

農産物の種類	金 額			(円)
	年 分	年 分	年 分	記 載 例
				玄米 1,200,000
				りんご 700,000
小 計	①			1,900,000

家事消費・事業消費金額

農産物の種類等	金 額			(kg・円)
	年 分	年 分	年 分	記 載 例
	kg	kg	kg	240kg 玄米 48,000
	kg	kg	kg	100kg りんご 25,000
	kg	kg	kg	kg
	kg	kg	kg	kg
	kg	kg	kg	kg
小 計	②			73,000

雑収入金額

種 類	金 額			(円)
	年 分	年 分	年 分	記 載 例
				出荷奨励金 80,000
				受取共済金 300,000
				米追加金 20,000
小 計	③			400,000

農産物の棚卸し

種 類	金 額				(kg・円)
	年 末 現 在	年 末 現 在	年 末 現 在	年 末 現 在	記 載 例
	kg	kg	kg	kg	400kg 玄米 80,000
	kg	kg	kg	kg	400kgりんご 100,000
	kg	kg	kg	kg	kg
	kg	kg	kg	kg	kg
	kg	kg	kg	kg	kg
	kg	kg	kg	kg	kg
小 計	⑤	⑥			180,000

雇人費など

科 目		金 額			(円)
		年 分	年 分	年 分	記 載 例
雇 人 費	⑧				60,000
小作料・賃借料	⑨				
減価償却費	⑩				
貸 倒 金	⑪				
利子割引料	⑫				

減価償却費

名 称	取得年月		取得価額 円	償却の基礎 になる金額 円	耐用 年数 年	償却率	本年中の 償却期間 月	事業 割合 %	本年分の必要 経費算入額 円
	年	月							
農業用井戸	19	3	1,000,000	900,000	10	0.100	12 /12	100	90,000
ぶどう樹 (温室ぶどう)	20	4	1,000,000	1,000,000	12	0.084	12 /12	100	84,000
一括償却資産 (複数ある場合、 合計額を記載)	23	—	330,000	330,000	1/3		— /12	100	110,000
冷蔵庫 (均等償却)	17	1	1,000,000	50,000			12 /12	100	10,000
							/12		
							/12		
									294,000

(注) 計算が困難な場合には、取得年月日・取得価額を確認の上、税務署または市町村にお尋ねください。

.....

.....

.....

.....

.....

その他の経費

科 目		金 額			(円)
		年 分	年 分	年 分	記 載 例
租 税 公 課	㉑				72,750
種 苗 費	㉒				84,000
肥 料 費	㉓				76,800
農 具 費	㉔				55,500
農 薬 ・ 衛 生 費	㉕				96,100
諸 材 料 費	㉖				156,200
修 繕 費	㉗				50,400
動 力 光 熱 費	㉘				136,000
作 業 用 衣 料 費	㉙				15,000
農 業 共 済 掛 金	㉚				14,400
荷 造 運 賃 手 数 料	㉛				50,000
土 地 改 良 費	㉜				10,000
抛 出 金	㉝				拠出金(集荷円滑化対策など) 102,000
	㉞				
	㉟				
	㊱				
雑 費	㊲				15,000
小 計 (㉑~㊲の計)	㊳				934,150

- ・ 所得税の確定申告書を提出される方は、上記金額を『収支内訳書』の各欄に転記してください。  
(「科目」欄の㉑~㊲及び㊳の表示は、収支内訳書の「科目」欄の表示に対応しています。)
- ・ 農産物以外の棚卸や育成費用がある方は、税務署又は市町村にお尋ねください。

収支計算（所得金額）

科 目			金 額			(円)	
			年 分	年 分	年 分	記 載 例	
収 入 金 額	販売金額	①				1,900,000	
	家事消費 事業消費	金額 ②				73,000	
	雑収入	③				400,000	
	小計 (①+②+③)	④				2,373,000	
	農産物の	期首	⑤				前年の期末棚卸高 175,000
	棚卸高	期末	⑥				180,000
	収入金額計 (④-⑤+⑥)	⑦					2,378,000
必 要 経 費	雇人費	⑧				60,000	
	小作料・賃借料	⑨					
	減価償却費	⑩				294,000	
	貸倒金	⑪					
	利子割引料	⑫					
	その他の経費	⑬				934,150	
	必要経費計 (⑧~⑬までの計)	⑭					1,288,150
専従者控除前の所得金額 (⑦-⑭)	⑮					1,089,850	
専従者控除	⑯						
所得金額 (⑮-⑯)	⑰					1,089,850	

- ・ 所得税の確定申告書を提出される方は、上記金額（⑬については、その他の経費の⑧～⑫の計を記入します。）を『収支内訳書』の各欄に転記してください。
- ・ 住民税申告書を提出される方は、申告書などの対応する部分に転記してください。

○ 参考資料

主な減価償却資産の耐用年数及び償却率（「定額法」によるもの）及び耐用年数は下の表のとおりです。下表に掲載されていない場合や、どれに該当するか判断できない場合など、ご不明な点等がある場合は税務署にお尋ねください。

1 減価償却資産の耐用年数

○建物（別表第一）

構造又は用途		細目	耐用年数	構造又は用途		細目	耐用年数
鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造		住宅用等	47年	木造・合成樹脂造	店舗用、住宅用等	22年	
		店舗用	39年		車庫用、格納庫用	17年	
		車庫用、格納庫用	38年		作業場、倉庫用	15年	
		作業場、倉庫用	38年		店舗用、住宅用等	20年	
金属造	骨格材の肉厚（4mmを超えるもの）	店舗用、住宅用等	34年	木骨・モルタル造	車庫用、格納庫用	15年	
		車庫用、格納庫用	31年		作業場、倉庫用	14年	
		作業場、倉庫用	31年				
	"（3mmを超え4mm以下）	店舗用、住宅用等	27年				
		車庫用、格納庫用	25年				
		作業場、倉庫用	24年				
	"（3mm以下）	店舗用、住宅用等	19年				
		車庫用、格納庫用	19年				
		作業場、倉庫用	17年				

○構築物（別表第一）

構造又は用途	細目	耐用年数		
		H20まで	H21～	
農林業のもの	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造の構築物	○果樹又はホップ棚、斜降索道設備及び牧さく（電気牧さくを含む。）	17年	14年
		○その他のもの	20年	17年
	主として金属造の構築物	○斜降索道設備	13年	14年
		○その他のもの	15年	
	主として木造の構築物		5年	5年
土管を主とした構築物		10年	10年	
その他の構築物		8年	8年	

○車両及び運搬具他（別表第一）

構造又は用途	細目	耐用年数	細目	耐用年数
特殊自動車、運送事業用など以外のもの	自動車（二輪車又は三輪自動車を除く。）	4年	フォークリフト	4年
	小型車（総排気量が0.66リットル以下のものをいう。）		トロッコ	
	その他のもの		金属製のもの	5年
	貨物自動車		その他のもの	3年
	ダンプ式のもの	4年	その他のもの	
	その他のもの	5年	自走能力を有するもの	7年
	その他のもの	6年	その他のもの	4年
	二輪自動車又は三輪自動車	3年		
自転車	2年			

○器具及び備品（別表第一）

構造又は用途	細目	耐用年数	
		H20まで	H21～
2 事務機器及び通信機器	電子計算機		
	パーソナルコンピューター（サーバー用のものを除く）	4年	4年
	その他	5年	5年
11 前掲のもの以外のもの	きのこ栽培用ほだ木		
	（生いたけ栽培用のもの）…H20まで旧別表第七	2年	3年
	（その他のもの）…	4年	

○機械及び装置（別表第二）

番号	設備の種類	細目	耐用年数	
			H21～	H20まで
25	農業用設備		H21～	7年
(改正前)				H20まで
【旧別表第二】				
322	蚕種製造設備	○人工ふ化設備 ○その他の設備	8年	10年
368	種苗花き園芸設備			10年
【旧別表第七】				
電動機				10年
内燃機関ボイラー及びポンプ				8年
トラクター			○歩行用トラクター ○その他のもの	5年
耕うん整地用機具				8年
耕土造成改良用機具				5年
栽培管理用機具				5年
防除用機具				5年
穀類収穫調整用機具			○自脱型コンバイン、刈取機（ウインドローワを除くものとし、バインダーを含む。）、稲わら収集機（自走式のものを除く。）及びわら処理カッター ○その他のもの	5年 8年
飼料作物収穫調整用機具			○モータ、ヘーコンディショナー（自走式のものを除く。）、ヘーレーキ、ヘーテッター、ヘーテッターレーキ、フォレンジハーベスター（自走式のものを除く。）、ヘーベラー（自走式のものを除く。）、ヘープレス、ヘーローダー、ヘッドライヤー（連続式のものを除く。）、ヘーエレベーター、フォレンジブローア、サイレンジディストリビューター、サイレンジアンローダー及び飼料細断機 ○その他のもの	5年 8年
果樹、野菜、又は花き収穫調整用機具			○野菜洗浄機、清浄機及び掘取機 ○その他のもの	5年 8年
その他の農作物収穫調整用機具			○い苗分割機、い草刈取機、い草選別機、い割機、粒選機、収穫機、掘取機、つる切機及び茶摘機 ○その他のもの	5年 8年
農産物処理加工用機具 （精米又は精麦機を除く。）			○花蒔織機及び畳表織機 ○その他のもの	5年 8年
家畜飼養管理用機具			○自動給じ機、自動給水機、搾乳機、牛乳冷却機、ふ卵機、保温機、畜舎機、牛乳成分検定用機具、人工授精用機具、育成機、育すう機、ケージ、電牧器、カウトレーナー、マット、畜舎清掃機、ふん尿散布機、ふん尿乾燥機及びふん焼却機 ○その他のもの	5年 8年
養蚕用機具			○条桑刈取機、簡易保温用暖房機、天幕及び回転まぶし ○その他のもの	5年 8年
運搬用機具				4年
その他の機具			○その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	10年 5年

○生物（別表第四）

構造・用途	細目	耐用年数		構造・用途	細目	耐用年数	
		H20まで	H21～			H20まで	H21～
牛	繁殖用			ぶどう樹	温室ぶどう	10年	12年
	役肉用牛	5年	6年		その他		12年
	乳用牛	4年	4年	なし樹		20年	26年
	種付用	4年	4年	桃樹		12年	15年
	その他用	6年	6年	桜桃樹		20年	21年
豚		3年	3年	くり樹		25年	25年
綿羊及びやぎ	種付用	3年	4年	梅樹		25年	25年
	その他用	5年	6年	かき樹		35年	36年
りんご樹	わい化	20年	20年	キウイフルーツ樹		—	22年
	その他	29年	29年	ブルーベリー樹		—	25年
				茶樹		35年	34年



